

盛岡カーリング協会助成規定

(目的)

第1条 盛岡カーリング協会(以下「本協会」という)会員が上位大会またはそれに準ずる事業に選手または役員として出場および派遣される場合、その者に対し、その派遣に要する経費及び選手の強化に必要な経費の一部を助成することにより、個人の負担軽減を図ることを目的とする。

(助成額)

第2条 助成額は次の通りとする。

- (1) 東北カーリング選手権:1名につき5,000円
- (2) 日本カーリング選手権およびそれに準ずる事業:1名につき10,000円
- (3) 世界カーリング選手権およびオリンピック等に出場または派遣される場合には、別途理事会にて協議する

(申告)

第3条 助成金の支出は本人の申告による。

(その他)

第4条 助成金の支出を受けた者は、以後の活動で協会に還元する。

第5条 この規定に定める各条の規定は実情に応じ協議の上補足、削除変更することができる。

平成18年10月2日 制定・施行